

# 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成24年8月16日

住 所 岡山市北区下中野347番地104  
氏 名 平林金属株式会社  
代表取締役 平林久一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

岡山市長 高谷 茂 男



許可の年月日	平成24年8月16日	許可番号	第(7)-13号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	廃プラスチック類の破碎施設 廃プラスチック類 以上1種類 (石綿含有産業廃棄物及び自動車等破砕物を除く。)		
設置場所	岡山市中区新築港1番14外2筆 (面積: 10,236.52㎡)		
処理能力	廃プラスチック類 27t/日 (1日8時間稼働)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

# 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成24年8月16日

住 所 岡山市北区下中野347番地104  
氏 名 平林金属株式会社  
代表取締役 平林久一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

岡山市長 高谷 茂 男



許可の年月日	平成24年8月16日	許可番号	第(8の2)-37号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	木くず又はがれき類の破砕施設 木くず、がれき類 以上2種類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)		
設置場所	岡山市中区新築港1番14外2筆 (面積: 10,236.52㎡)		
処理能力	木くず 10t/日、がれき類 47t/日 (1日8時間稼働)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

# 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成18年10月30日

住 所 岡山市下中野347番地104  
氏 名 平林金属株式会社  
代表取締役 平林 久一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

岡山市長 高谷 茂男 印



許可の年月日	平成18年10月30日	許可番号	第(7)-10号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	・廃プラスチック類の破碎施設 ・廃プラスチック類(自動車等破碎物を含む。)		
設置場所	岡山市新築港1番14の一部		
処理能力	3.56t/時(28t/日) (1日8時間稼働)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	なし		
留意事項	1. 施設の設置にあたっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等を変更しようとする場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。		
備考			

# 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成18年10月30日

住 所 岡山市下中野347番地104  
氏 名 平林金属株式会社  
代表取締役 平林 久一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

岡山市長 高谷 茂男 印



許可の年月日	平成18年10月30日	許可番号	第(8の2)-21号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別	・木くずの破砕施設 ・木くず		
設置場所	岡山市新築港1番14の一部		
処理能力	5.60t/時(44t/日) (1日8時間稼働)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	なし		
留意事項	1. 施設の設置にあたっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等を変更しようとする場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。		
備考			

# 産業廃棄物処理施設変更許可証

平成14年11月8日

住 所 岡山市下中野347-104  
氏 名 平林金属株式会社  
代表取締役 平林 久一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の4第1項の規定により、  
変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

岡山県知事 石井正弘



許可年月日	平成14年11月8日	許可番号	第1-(7)-1号
施設の種別及び 処理する 産業廃棄物の種別	廃プラスチック類の破碎施設 金属くず, 廃プラスチック類, ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)・陶磁器くず, ゴムくず 以上4種類		
設置場所	岡山県御津郡御津町大字高津字常原120番13		
処理能力	120トン/日(24時間)		
許可の条件	なし		
規則第11条第7項 の規定による許可 証の提出の有無	有・無		
留意事項	なし		

# 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成27年 1月16日

住 所 岡山市北区下中野347番地104  
氏 名 平林金属株式会社  
代表取締役 平 林 実

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

岡山市長 大 森 雅 夫



許可の年月日	平成27年1月16日	許可番号	第(7)-17号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	廃プラスチック類の破碎施設 (No. 2) 廃プラスチック類 以上1種類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)		
設置場所	岡山市北区御津高津120番13 (面積: 25,188㎡)		
処理能力	廃プラスチック類 9.39 t/日 (1日17時間稼働)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

# 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成27年 1月16日

住 所 岡山市北区下中野347番地104  
氏 名 平林金属株式会社  
代表取締役 平 林 実

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

岡山市長 大 森 雅 夫



許可の年月日	平成27年1月16日	許可番号	第(7)-18号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	廃プラスチック類の破碎施設 (No. 3) 廃プラスチック類 以上1種類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)		
設置場所	岡山市北区御津高津120番13 (面積: 25,188㎡)		
処理能力	廃プラスチック類 9.72 t/日 (1日17時間稼働)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

# 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成27年 1月16日

住 所 岡山市北区下中野347番地104  
氏 名 平林金属株式会社  
代表取締役 平 林 実

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

岡山市長 大 森 雅 夫



許可の年月日	平成27年1月16日	許可番号	第(7)-19号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	廃プラスチック類の破碎施設 (No. 4) 廃プラスチック類 以上1種類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)		
設置場所	岡山市北区御津高津120番13 (面積: 25,188㎡)		
処理能力	廃プラスチック類 10.05 t/日 (1日17時間稼働)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		



# 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成28年 2月16日

住 所 岡山市北区下中野347番地104  
氏 名 平林金属株式会社  
代表取締役 平 林 実

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

岡山市長 大 森 雅 夫



許可の年月日	平成28年2月16日	許可番号	第(7)-21号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	廃プラスチック類の破碎施設 廃プラスチック類 以上1種類(石綿含有産業廃棄物及び自動車等破砕物を除く。)		
設置場所	岡山市北区御津高津120番13(面積:25,048㎡)		
処理能力	廃プラスチック類 93.6t/日(1日24時間稼働)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

# 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成28年 2月16日

住 所 岡山市北区下中野347番地104  
氏 名 平林金属株式会社  
代表取締役 平 林 実

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

岡山市長 大 森 雅 夫



許可の年月日	平成28年2月16日	許可番号	第(8の2)-40号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	木くずの破碎施設 木くず 以上1種類(石綿含有産業廃棄物を除く。)		
設置場所	岡山市北区御津高津120番13(面積:25,048㎡)		
処理能力	木くず 295.2t/日(1日24時間稼働)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

# 産業廃棄物処理施設設置許可証

令和3年7月28日

住所 岡山市北区下中野347番地104  
氏名 平林金属株式会社  
代表取締役 平林 実

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

岡山市長 大森雅夫



許可の年月日	令和3年7月28日	許可番号	第(7)-23号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	廃プラスチック類の破碎施設  廃プラスチック類 以上1種類(石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)		
設置場所	岡山市北区御津高津字常原120番13(面積:25,175m <sup>2</sup> )		
処理能力	廃プラスチック類 19.55t/日(1日17時間稼働)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

# 産業廃棄物処理施設設置許可証

令和3年7月28日

住 所 岡山市北区下中野347番地104  
氏 名 平林金属株式会社  
代表取締役 平 林 実

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

岡山市長 大 森 雅 夫



許可の年月日	令和3年7月28日	許可番号	第(7)-24号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	廃プラスチック類の破碎施設 廃プラスチック類 以上1種類(石綿含有産業廃棄物、自動車等破碎物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)		
設置場所	岡山市北区御津高津字常原120番13(面積:25,175㎡)		
処理能力	廃プラスチック類 19.55t/日(1日17時間稼働)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

# 産業廃棄物処理施設設置許可証

令和4年8月26日

住所 岡山市北区下中野347番地104  
氏名 平林金属株式会社  
代表取締役 平林 実

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

岡山市長 大森 雅夫



許可の年月日	令和4年8月26日	許可番号	第(7)-27号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	廃プラスチック類の破碎施設 廃プラスチック類 以上1種類（石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）		
設置場所	岡山市北区御津高津字常原120番12（面積：67,729㎡）		
処理能力	廃プラスチック類 21.36t/日（1日24時間稼働）		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の実地検査を受けること。		

# 産業廃棄物処理施設設置許可証

令和4年8月26日

住所 岡山市北区下中野347番地104  
氏名 平林金属株式会社  
代表取締役 平林 実

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

岡山市長 大森 雅夫



許可の年月日	令和4年8月26日	許可番号	第(8の2)-55号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	木くずの破砕施設 木くず 以上1種類(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)		
設置場所	岡山市北区御津高津字常原120番12(面積:67,729㎡)		
処理能力	木くず 33.6t/日(1日24時間稼働)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

# 産業廃棄物処理施設設置許可証

令和4年8月26日

住所 岡山市北区下中野347番地104  
氏名 平林金属株式会社  
代表取締役 平林 実

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

岡山市長 大森 雅夫



許可の年月日	令和4年8月26日	許可番号	第(7)-28号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	廃プラスチック類の破碎施設 廃プラスチック類 以上1種類(石綿含有産業廃棄物、自動車等破碎物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)		
設置場所	岡山市北区御津高津字常原120番12(面積:67,729m <sup>2</sup> )		
処理能力	廃プラスチック類 93.6t/日(1日24時間稼働)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

# 産業廃棄物処理施設設置許可証

令和4年8月26日

住所 岡山市北区下中野347番地104  
氏名 平林金属株式会社  
代表取締役 平林 実

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

岡山市長 大森 雅夫



許可の年月日	令和4年8月26日	許可番号	第(8の2)-56号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	木くずの破砕施設 木くず 以上1種類(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)		
設置場所	岡山市北区御津高津字常原120番12(面積:67.729㎡)		
処理能力	木くず 295.2t/日(1日24時間稼働)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		



# 産業廃棄物処理施設設置許可証

令和4年8月26日

住所 岡山市北区下中野347番地104  
氏名 平林金属株式会社  
代表取締役 平林 実

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

岡山市長 大森雅夫



許可の年月日	令和4年8月26日	許可番号	第(7)-29号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	廃プラスチック類の破碎施設 廃プラスチック類 以上1種類(石綿含有産業廃棄物、自動車等破碎物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)		
設置場所	岡山市北区御津高津字常原120番12(面積:67,729㎡)		
処理能力	廃プラスチック類 46.08t/日(1日24時間稼働)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		